



福岡県医発第 0607 号（地）

平成 27 年 5 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

小荷物専用昇降機の適正な維持保全について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、標記の件について、別添のとおり福岡県保健医療介護部医療指導課より通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、近年の小荷物専用昇降機の事故を受け、小荷物専用昇降機の設置が想定される医療施設を含む関係施設に対して、適切な維持保全の実施について周知徹底するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願いについては、下記のとおり、所有者、管理者向けのホームページが福岡県建築都市部建築指導課により作成されておりますので併せて周知願います。

記

- 1 「小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願い」福岡県のホームページ URL
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/small-freight-elevator.html>
- 2 近年の小荷物専用昇降機の事故情報
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000516.html

27医指第664号

平成27年5月20日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



小荷物専用昇降機の適正な維持保全の周知について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、福岡県建築都市部建築指導課から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277





(公印省略)

27建 第503号

平成27年5月18日

新社会推進部	男女共同参画推進課長	殿
保健医療介護部	保健衛生課長	殿
	医療指導課長	殿
高齢者地域包括ケア推進課長		殿
	介護保険課長	殿
福祉労働部	福祉総務課長	殿
	子育て支援課長	殿
	児童家庭課長	殿
	障害者福祉課長	殿
	保護・援護課長	殿
	人権・同和対策局調整課長	殿

福岡県建築都市部建築指導課長
(建築審査係)

小荷物専用昇降機の適正な維持保全の周知について

近年の小荷物専用昇降機の事故をうけ、小荷物専用昇降機の設置が想定される飲食店、医療施設、福祉施設、旅館、ホテル等の関係者に対し、適切な維持保全の実施について周知するよう国土交通省から依頼がありましたので、関係者との会議や研修等の様々な機会を通じて、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願いについては、下記のとおり、所有者、管理者向けにホームページを作成しておりますので、ご利用ください。

記

- 1 「小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願い」福岡県のホームページのアドレス
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/small-freight-elevator.html>
- 2 近年の小荷物専用昇降機の事故情報
http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000516.html

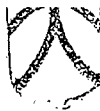
問い合わせ先

福岡県 建築都市部 建築指導課 建築審査係 濱部

(電話) 092-643-3722 (FAX) 092-643-3754

(mail) hamabe-t2909@pref.fukuoka.lg.jp

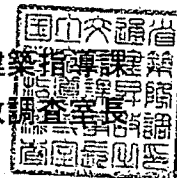




国住昇第18号
平成27年3月26日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築
昇降機等事故調査室長



小荷物専用昇降機の維持保全について

建築物等の安全対策については、平素から特段のご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

去る平成24年12月19日、京都府宮津市の事務所に設置された小荷物専用昇降機において発生した事故について、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会が平成26年12月に報告をとりまとめたところですが、利用者の死亡事故が発生したことは誠に遺憾であります。

本件はフロア型の小荷物専用昇降機において、出し入れ口の戸がその階にかごが停止していないにもかかわらず開いたため、利用者が誤って転落したものと考えられております。この事故は設置後、約20年間保守点検の実施がされていなかったことが原因と考えられることから、同様の事故の再発防止のためには、定期的な保守点検とそれに基づく部品交換等安全確保のために必要な措置を実施することが必要です。

このため、建築物の所有者又は管理者に対して適切な維持保全の実施の必要性を広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁所管分につきましても、貴都道府県から伝達して頂きますようお願いいたします。

所有者、管理者の方へ

国土交通省 住宅局 建築指導課
一般社団法人日本エレベーター協会

小荷物専用昇降機の適正な維持管理のお願い

昇降機を安全にご使用いただくためには、「維持管理」が重要です。

維持管理については、建築基準法の第8条の第1項に「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備（注；小荷物専用昇降機も含まれています。）を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」と規定されています。

このため、所有者、管理者又は占有者は、管理体制の整備、日常の点検等を徹底し、専門の技術を有するものに保守点検を依頼する等、適切な維持管理をしていただくようお願いいたします。

維持管理の例

維持管理の主な項目及び具体的な内容は、次のとおりです。詳細な維持管理については、ご使用の小荷物専用昇降機の製造会社の取扱説明書（又は、取扱説明書＜運行管理編＞）を確認ください。なお、取扱説明書をお持ちでない場合は、製造会社にお問い合わせください。

表 維持管理の主な項目及び具体的な内容

維持管理の主な項目	具体的な内容
管理組織、運営	1) 管理責任者、及び緊急時の連絡先を明確にする。 2) 取扱説明書、図面等の関係図書を大切に保管する。 3) 保守点検を専門の技術を有するものに依頼する。
日常の管理	1) 日常点検を行い、異常の有無を確認する。 2) 機械室の鍵、運転キーは厳重に管理する。
適正な昇降機の使い方	1) 昇降機の利用者を適切に指導、訓練する。 2) 取扱説明書どおりの使用を確認する。 3) 機械室内及び昇降路内への立ち入りを禁じ、かご内に入ることを禁じる。 4) 取扱要領、使用上の注意のステッカーを出し入れ口の戸に貼付する。
利用者に対する安全指導	1) 利用者に対取扱要領、使用上の注意等を周知、指導する。 2) 利用者はかご内に表示された定格積載量を守り、荷崩れしないようにし、かご内からはみ出さないように載せる。 3) かご内に入らない。出し入れ口から体を入れない。

次に、上の表の項目についての主な実施例を示します。

日常の点検例

「戸が閉まってから、かごが動くこと」、「出し入れ口の戸の開閉はいつもと変わらないか」、「出し入れ口の戸を開閉して、開いている時に**使用中**灯が、閉じた時に**戸締確認**灯が点灯すること」を、戸の開閉時に挟まれ等に注意して、確認ください。

なお、**使用中**、**戸締確認**灯等の名称は、製造会社によって異なります。取扱説明書等で確認ください。

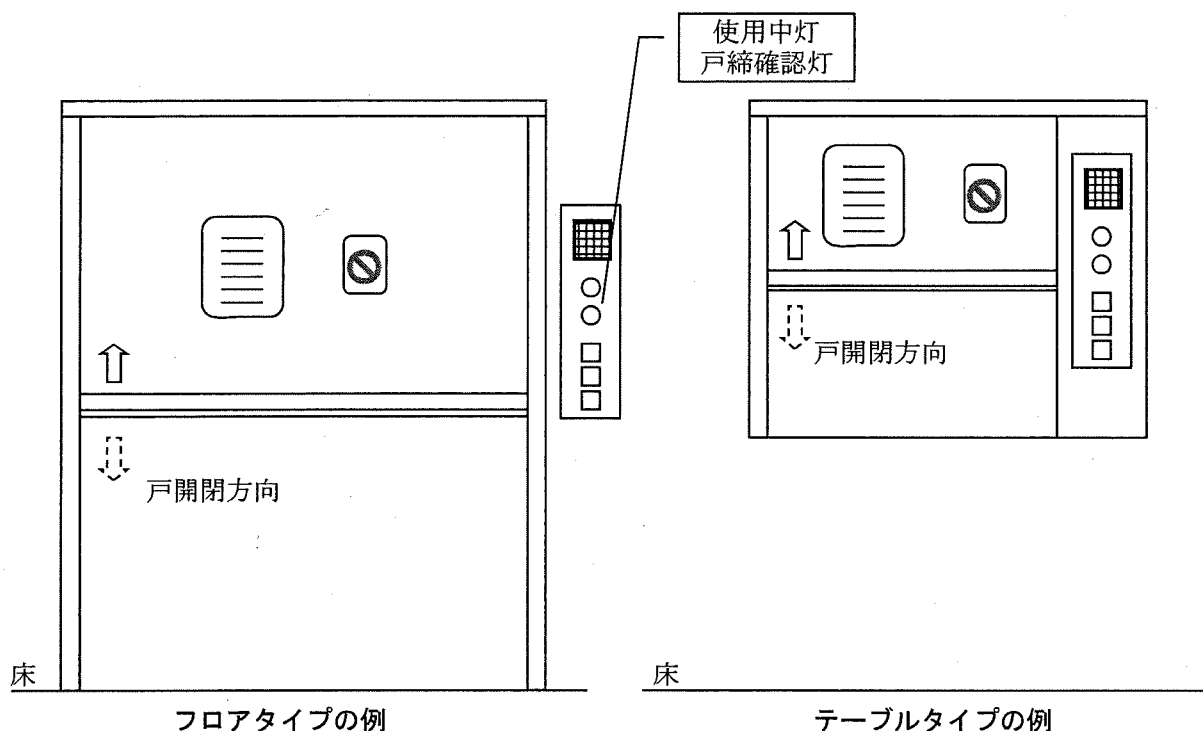
かご内清掃の注意事項

かご内の清掃をするときには、かごの奥まで届く、柄のついたモップ等を使用してください。かご内に乗り込んだり、出し入れ口から体を入れたりして清掃しないようにご注意ください。

「使用上の注意」等の取り付け例

「使用上の注意」等のステッカーに汚れ、破損がないかを点検してください。汚れ、破損がある場合には取り替えてください。

新たに貼るステッカーについては、製造会社等にお問い合わせください。



「使用上の注意」等のステッカーの例

ステッカーの例を示します。なお、ステッカーは製造会社等によって異なる場合があります。

小荷物専用昇降機使用上の注意

1. 人は絶対に乗ってはいけません。
2. 戸は静かに開閉し、使用後は必ず閉めること。
3. かごを確認してから、荷物の出し入れを。
4. 積荷はきちんと、台車には車止めを。
5. 定格積載量を厳守のこと。
6. 故障の場合は管理者へ。

「使用上の注意」ステッカーの例



「搭乗禁止」ステッカーの例

緊急時の連絡先

緊急時の連絡先、又は保守会社名及び連絡先を出し入れ口付近に表示してください。